

四 監 委 第 5 0 号
令和 6 年 8 月 1 6 日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市監査委員	勝 山	信
同	福 田	裕
同	成 田	芳 律

令和 5 年度四街道市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定により、令和 6 年 5 月 3 0 日付け人第 3 0 号をもって審査に付された令和 5 年度四街道市内部統制評価報告書について審査したので、その結果及び意見を次のとおり提出します。

令和5年度

四街道市内部統制評価報告書

審査意見書

四街道市監査委員

令和5年度四街道市内部統制評価報告書審査意見

四街道市監査基準に準拠して、次のとおり提出する。

第1 審査の対象

令和5年度四街道市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

第2 実施場所

監査委員室

第3 審査の期間

令和6年5月30日から同年7月24日まで

第4 審査の着眼点

主な着眼点を次のとおり設定した。

- 1 市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- 2 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

第5 審査の主な実施内容

審査は、四街道市監査基準に基づき実施した。

なお、審査に付された評価報告書のほか、内部統制の整備・運用状況及び評価に係る資料について、必要に応じて関係部局に説明を求めるとともに、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見を活用し、審査を行った。

第6 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載の相当性については次のとおりであった。

1 市長による内部統制の評価の内容

(1) 評価手続

評価対象期間	令和5年度
評価基準日	令和6年3月31日
評価対象事務	財務に関する事務
評価方法	「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に準拠して実施

(2) 評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、一部有効に運用されていない。

2 評価手続に係る記載の相当性

内部統制対象事務について網羅的に評価されているか、評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、評価が形骸化していないか、といった点に着眼し、評価対象期間、評価基準日、評価対象事務及び評価方法について、評価報告書に適切な内容が記されているか、及び記された内容をもとに適切に評価を実施したかを検討した。評価方法については、内部統制の不備の有無の把握、有効性の判断、重大な不備に当たるか否かの判断が適切に行われるものとなっているか確認した。

その結果、評価手続に係る記載は相当であると認められた。

3 評価結果に係る記載の相当性

評価の過程において把握した不備が重大な不備に当たるか否かが適切に判断されているかに着眼し、内部統制が有効に整備・運用されていたかについて検討した。

その結果、評価結果に係る記載は相当であると認められた。

第7 審査意見

令和5年度の内部統制評価報告書において、総数としての不備は昨年度と変動はないが、運用上の重大な不備が1件認められ、内部統制が一部有効に運用されていないという結果になった。

今後も常に検証・見直しを行いながら、日常的かつ継続的な取組みとして発展させていく必要があるため、以下の点について特に留意されたい。

- 1 評価項目や運用方法等の見直しを行い、再発防止に努められたい。
- 2 より有効で効率的な「リスク管理シート」について研究を進められたい。
- 3 各課等において日常的にリスク対応策の実施状況等の監視、評価及び是正を行うとともに、モニタリング体制の強化を図られたい。

第8 最後に

内部統制が適切に整備・運用されるためには、市長・副市長をはじめ職員一人ひとりが制度の内容や、基本方針、整備・運用方法等について、十分に理解して取り組むことが重要である。

業務を法令に基づき適正に執行し、また、効率的かつ効果的な業務執行等を達成するためにも、内部統制を組織全体に定着させ、より適切に運用できるよう、対象とする事務の範囲拡大について検討するなど取組内容について不断の見直しを行うとともに、発生した不備を的確に把握・共有し、内部統制の機能強化に努められたい。